

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県交通安全協会（以下「本会」という。）定款第17条第3項及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とし、報酬及び役員賞与は支給しない。ただし、常勤役員には、定例役員報酬を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 本会の常勤役員の定例役員報酬額は、年額とする。

- 2 常勤役員の報酬年額は、常勤役員年俸表（別表1）のとおりとし、会長が評議員会の承認を経て、決めるものとする。
- 3 行政官庁等を定年退職後、再就職した者は前第2項で定める常勤役員年俸表の1号から8号を適用する。

(報酬の支給)

第5条 役員の定例報酬は、分割して月ごとに支給する。

- 2 その支給日、支払い方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人

に支払うものとする。

2 退職慰労金は、在職最終期に支給された年俸額の額を上限として、会長が評議員会の承認を得て決定する。

3 退職慰労金は、行政官庁等を退職し再就職した者及び本会定款第31条の規定により役員を解任された者には支給しない。

(費用)

第7条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを必要とするものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年10月26日評議員会議決)

別表1 常勤役員年俸表(第4条関係)

号	年 額 (円)	号	年 額 (円)
1	4,000,000	9	6,800,000
2	4,500,000	10	7,000,000
3	5,000,000	11	7,200,000
4	5,200,000	12	7,500,000
5	5,500,000	13	8,200,000
6	6,000,000	14	8,500,000
7	6,200,000	15	8,800,000
8	6,500,000	16	9,000,000